

平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事

令和8年度
成田市

[illegible]

		成田市	承 諾	設 計	担 当		縮 尺 A1=1: 50 A3=1: 100	工事名称 平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事	共 通 共 001
							設計年月日	図面名称 表紙・図面リスト	

20 設備工事との
取り合い

21 設計 G L

22 安全対策

23 保険等

24 過積載による
違法運行の防止

25 施設点検

26 環境対策

27 工事現場管理

28 創意工夫等

29 公共事業
労務費調査

30 県内生産品

31 現場代理人の常駐
義務の緩和

※ 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記－2（工事区分表）による。

※ 図示

○

 設計 G L＝現状 G L

・ 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを
目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。
※ 発注者で組織する安全対策委員会が行う審査、検討、安全点検等に協力すること。

※ 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の
保険に付すること。
※ 「建設業退職金共済制度」に基づき「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事
契約締結後、1 か月以内に提出すること。
また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年6月
14日法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に
必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。
なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に
提示すること。
※ 工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。
1 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
2 さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、
過積載を助長することのないようにすること。
4 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車
等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じるこ
と。

※ 本工事完了（工事目的物の引渡しを行った日）後、1年目に施設点検（不具合の有
無を確認し、その処理について協議）を行うので、学校施設課から依頼が
あり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。

※ 受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図る
こと。
・ 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす
「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”
内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものと
する。
「環境に配慮した工事実施計画」には次の内容を記載すること。
・ 大気汚染対策 ・ 騒音、振動対策 水質汚濁対策
・ 地盤沈下対策 ・ 防塵対策 ・ 一般廃棄物対策 ・ 交通障害対策
・ その他（ ）
※ 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。
※ 特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体に係る
石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。
※ 本工事で使用する軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
※ 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等
を対象とする燃料の採取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

※ 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
1 不法・違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を
工事現場に立ち入らせないこと。

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社
会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式によ
り提出することができる。

※ 本工事の施工にあたっては、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の
作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。
また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も下請業者は同様の義務を負う
旨、下請契約に定めること。
（労務費調査関係：請負代金額1,000万円以上で、国から選定された工事）

※ 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出すると
ともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなけれ
ばならない。
メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp
なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等を含むものとし、
「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その
他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。

「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領（平成28年5月改正）」
に基づく現場代理人の常駐義務の緩和措置（請負金額500万円未満の工事）
※ 適用する ・ 適用しない

1 足場その他

2 養生

3 仮設間仕切

4 監督職員事務所

5 監督職員事務所の
備品等

6 工事用水

7 工事用電力

8 シートゲート

9 仮囲い

10 仮設道路

1 土工事

※ 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1（b）によるほか、設置等においては、
「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置
方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある
足場に関する基準」に適合する構造とすること。
※ 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
※ 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。
・ 内部足場 種別 ※ 脚立、足場板等 ・ 階段足場
・ 外部足場 ・ 設置する ・ 設置しない
防護シートによる養生 ※ 行う ・ 行わない
ネット養生シート（※ 防災Ⅰ類 ・ 防災Ⅱ類 ・ 防音シート）

材料、撤去材料等の運搬方法 [表2.2.1]
・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
・ その他（ダストシュート）
C種 利用可能なエレベーター（ ）
D種 利用可能な階段（ ）

1）養生の方法等 [2.3.1]
○ 既存部分 養生方法 ※ ビニールシート、合板等 ・
○ 既存家具、既存設備等 養生方法 ※ ビニールシート等 ・
○ 既存ブラインド、カーテン等 養生方法 ○ ビニールシート等 ・
保管場所等 ・ 指定場所に保管、再取付け ・ 撤去、処分
固定家具等の移動 ※ 行わない ・ 行う（図示）

仮設間仕切り及び仮設扉の種別 [2.3.2][表2.3.1]

種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）	塗 装	充填材
・ A種	※ 軽量鉄骨	・ 合板（※ 9.0 ・ ）	※ 無し	※ 有り
・ B種	・ 木	※ せっこうボード（※ 9.5 ・ ）	・ 片面	
※ C種	単管	防災シート		
仮設扉	※ 木扉	※ 合板張り程度 ・	※ 無し	※ 有り
	・ 鋼扉	・ 片面フラッシュ程度 ・	・ 有り ・ 無し	

充填材 ※グラスウール 32k（厚：50mm以上）
・ 施工箇所 ・ （ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ）
・ （ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ）

・ 既存建物内の一部を利用する ・ 構内に設置する ・ 設けない

監督職員事務所の規模
・ 10 m程度 ・ 20 m程度 ・ 35 m程度 ・ ユニットハウス程度

・ 下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴミ長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等
A3二つ折り製本 1冊

構内既存の施設 ・ 利用できない
○ 利用できる（※有償 ・ 無償）

構内既存の施設 ・ 利用できない ○ 利用できる（※有償 ・ 無償）
但し、試運転用電力の使用はできる

・ W＝ 6.0 m H＝ 1.8 m 1箇所

・ 亜鉛鉄板 H＝ m L＝ m
※ 成型鋼板 H＝ 2.0 m L＝ 47.1m

・ 砕石敷き（厚さ mm 幅 mm） L＝ m
（砕石は、再生クラッシュラン⑥を使用）
・ 鋼板敷（厚さ mm 幅 m 長さ m） 枚

1. 埋め戻し及び盛り土
種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種
2. 建設発生土の処理
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」
（別記－1）に従い適正に処理すること。
※ 構内敷きならし ・ 構外搬出適正処理（別記－1による）

別記

1 建設副産物の処理

①共通事項

②建設廃棄物

建設副産物（建設発生土及び建設廃棄物）の処理については、「廃棄物の処理及び
清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る
資材の再資源化等に関する法律」及び関連する「指針」、「基準」等に基づき実施し、
再資源化等に努めること。

本工事により発生する
1. アスコン塊（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
②コンクリート塊（0.1t）は、片道運搬距離6kmの 東邦建設練成田A00リサイクルセンター
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
3. 建設発生木材（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
4. 建設汚泥（ t）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
5. 廃プラスチック類（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
6. 金属くず類（ m3）は 先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
7. 廃石膏ボード類（ m3）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
⑧解体系混合廃棄物（0.1m3）は、千葉県四街道市地先、片道運搬距離23kmの（株）タケエイ
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。
⑨解体系7Aベスト廃棄物（1台）は、千葉県君津市怒田地先、片道運搬距離75kmの新井総合施設課
（ ・ 中間処理場 ※ 最終処分場）に運搬し、処理するものとする。
10. （ ）は 市 町地先、片道運搬距離 kmの
（※ 中間処理場 ・ 最終処分場） に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するもの
とする。

提出書類一覧

提出書類（提出時期）	提出書類内容
建設副産物処理計画書 （工事着手前）	①建設廃棄物処理委託契約書（写）（注1） （建設九団体副産物対策協議会作成様式等） ②廃棄物処理フロー（注2） ③処理業者の許可証（写）（処分業・収集運搬業・許可車両番号） ④建設副産物処理申請書 様式－1（注3） ⑤再生資源利用計画書（再生資材搬入工事用）（注5） ⑥再生資源利用促進計画書（建設副産物搬出工事用）（注5）
建設副産物処理実施書 （廃棄物処理後）	①建設廃棄物マニフェスト（A-B2-D-E票（写）） （「紙マニフェスト方式」の場合）（注4） ②建設副産物処理調査 様式－2（注3） ③再生資源利用実施書（建設資材搬入工事用）（注6） ④再生資源利用促進実施書（建設副産物搬出工事用）（注6） ⑤再資源化等報告書（対象工事のみ）（注7）

（注1）収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理委託契約を締結し、
「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示すること
（注2）発生する建設廃棄物の種類毎に、中間処理施設での処理方法（再資源化方法等）、
最終処分先等への流れを図化する。（委託契約書と整合すること）
（注3）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」により、様式－1は監督員の確認
を受け、1部提出すること。様式－2は1部提出するとともに、実際に要した処理費等
（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること
（注4）「電子マニフェスト方式」の場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する
当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の
引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したも
の（受渡確認伝票）を提出すること。
（注5）100万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出の有
無にかかわらず、「千葉県建設リサイクル推進計画2016の「イ」イ」に基づき、「建設副産
物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成し、施工計画書に各め各1部提出す
ること。
（注6）100万円以上の全ての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出の有
無にかかわらず、「千葉県建設リサイクル推進計画2016の「イ」イ」に基づき、「建設副産
物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成し、「建設副産物情報交換システム工
事登録証明書」と合わせて各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後1年
間保存しておくこと。
（注7）「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による。
（対象工事）80m以上の解体、500m以上の新・増築、1億円以上の修繕・模様替え等
の工事

その他特記事項
1 発注者に引渡しを要するもの（ ）
2 特定管理廃棄物
○ 無 ・ 有 品目名（ ）－処理方法（ ）
3 貸与資料（7Aベスト関連事前調査資料 ）
4 現場において再利用を図るもの（ ）

承諾

設計

担当

成田市

縮尺
A1=1：50
A3=1：100

設計年月日

工事名称
平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事

図面名称
建築改修工事特記仕様書（2）

共通

共－003

[illegible]

				成田市	承 諾	設 計	担 当		縮 尺	A1=1: NON A3=1: NON	工事名称	平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事	共 通 共 - 004
									設計年月日	図面名称	電気設備工事特記仕様書（1）		

●

一般事項

●

デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する。)とすることができ、対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。

1)対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、當緒工事写真撮影要領2. (3)に示す項目の電子的記入ができると、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」
URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、
URL「http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、當緒工事撮影要領2. (3)「撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工程については、使用機器の利用を限定するものではない。

3)小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、當緒工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領4. で規定されている写真編集には該当しない。

4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は
URL(http://www.cals.jacic.or.jp/GIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

○

金属製露出管路(重鉛メッキ面)の塗装

○

厚鋼電線管及び同附属品

○

フロアープレートフロアーカバー

●

フラッシュプレート

○

呼び線

○

保温・結露防止

●

合成樹脂製可とう電線管

○

屋外プルボックス

●

はつり

●

アンカー

○

再使用機器

○

耐震措置

○

すべて下地処理(エッチングプライマー)の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。

○

配線室以外の管路は、すべて下地処理(エッチングプライマー)の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。

電線管外面の仕上げは、

○

溶融亜鉛メッキ

○

製造者標準

とする。

電線管内面の仕上げは、

○

溶融亜鉛メッキ

○

製造者標準

とする。

電線管付属品は、

○

上記と同等の防食性能を有する防食形

○

標準品

とする。

特記あるもの及び特殊なものを除き

○

砲金製

○

アルミ合金製

○

ステンレス製

”

○

水平高低調整式(空転防止リング付)

”

○

樹脂製

○

アルミ合金製

0A用インナーコンセント

特記あるもの及び特殊なものを除き

○

樹脂製

●

アルミ合金製

○

ステンレス製

長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。

建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。

合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。

○

溶融亜鉛メッキ製

○

ステンレス製

防水形とする。

底面を開口しないものは足付きとする。

既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。

既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源の供給が停止できる付属装置等を使用する。

取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。

1)設計用水平地震力

機器の重量(kgf)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用水平震度○

設置場所	機器種別	○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階(注2) 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中 間 階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】

(※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。

(注1)重要機器は次による。

○ 配電盤

○

発電装置(防災用)

○

交流無停電電源装置

○

直流電源装置

○

電話交換機

○

火災報知器受信機

○

中央監視制御装置

○

分電盤、動力盤

○

太陽光発電設備

(注2)上層階の定義は次による。

6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合は上層2階、10階～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合には上層4階とする。

2)設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

○

電気方式

○

主遮断機

○

設備容量

○

進相コンデンサ

○

配電盤

○

絶縁ゴムマット

○

その他

○

電気方式

○

ハイテンションアウトレット

○

非常照明器具

○

配線器具

○

非常用の照明装置の照度測定箇所数

○

電気方式

○

機器への接続

○

電気方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

電線方式

○

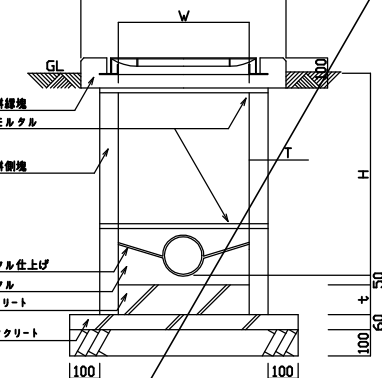
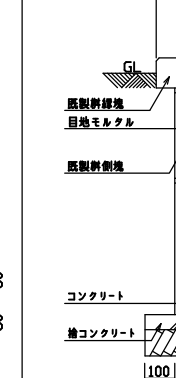
[illegible]

[illegible]

● 凡例 保込料 GV：ガラスコー保込料 RW：ロックワール保込料 PSF：ポリスチレンフォーム保込料
外装材 か：カーボン塗料 SLS：スチレン系塗料 AL：樹脂アルミニウムペイント保込料
● 不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第15項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合受取部より1m 以上はロックワール保込料を使用すること
● 配管の保込は、最手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、標準仕様書による。

インバート新 施工要綱図
S-1 ・ S-2

ため新 施工要綱図
R-1

要さ	H=600以下	H=600超
寸法	S-1	S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
τ	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋼板製の蓋とする。
(鋼板を、汚水ワーク入り)

2. 底版新築地、縁地は、すべて鉄筋入りとする。

3. 底版新築地、縁地は、スレを防止する溝面とする。

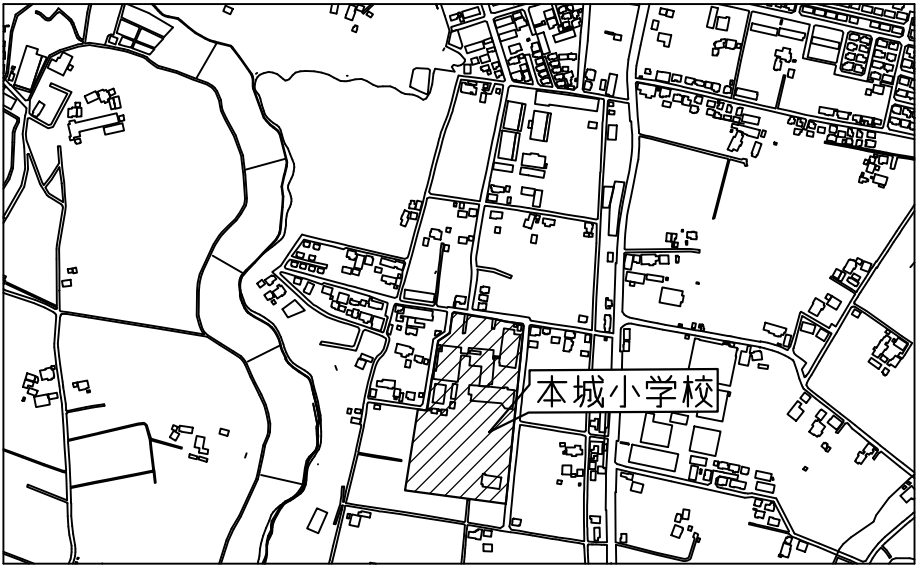
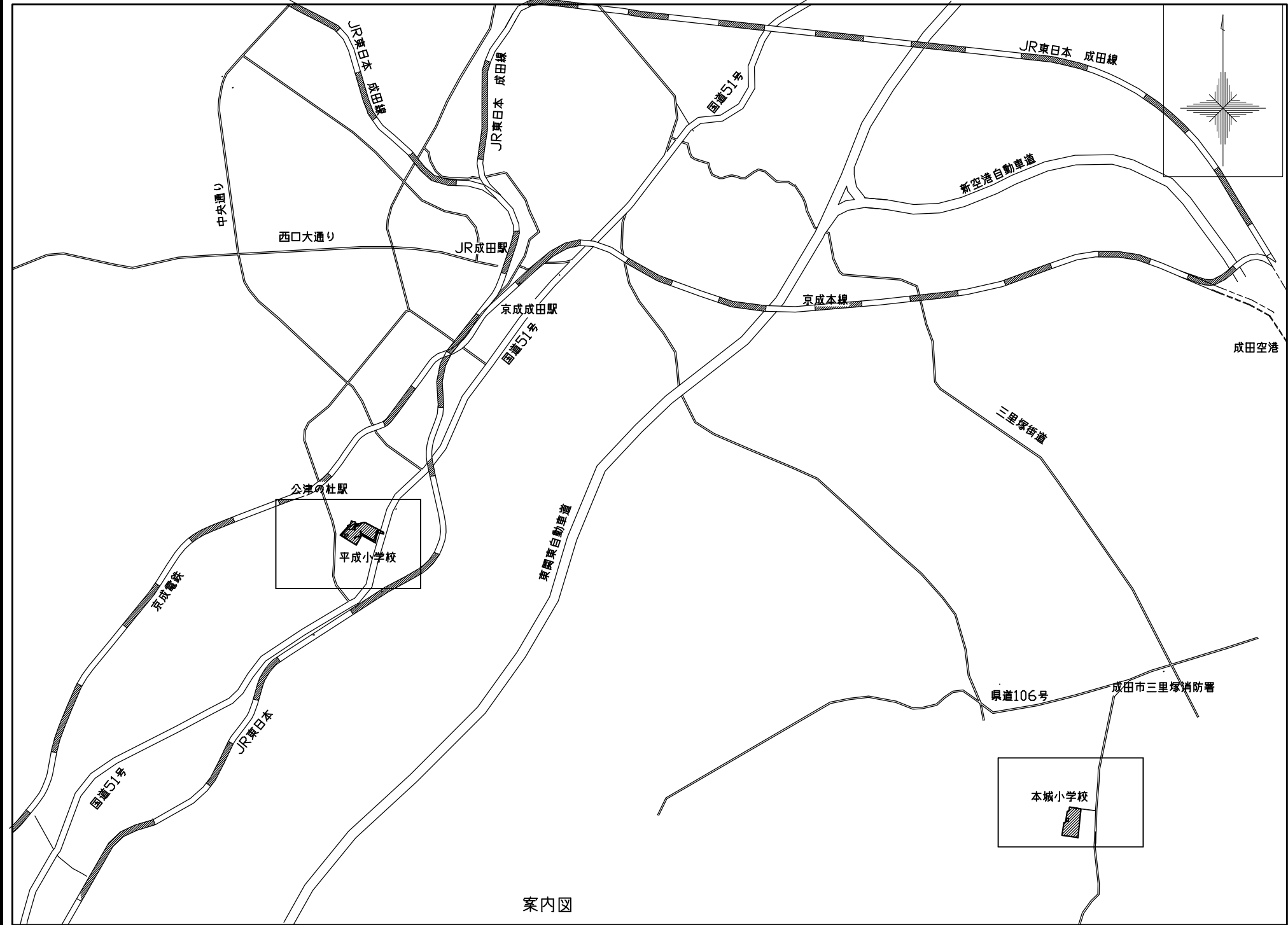
要さ	H=600以下	H=600超
寸法	R-1	R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
τ	100	120

新製仕様

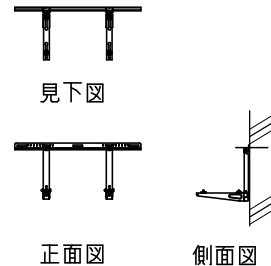
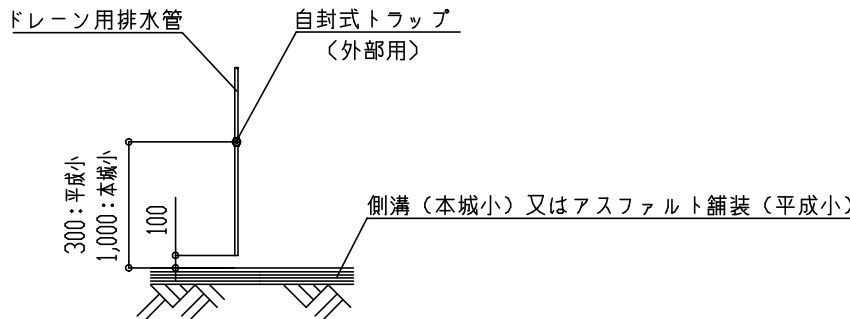
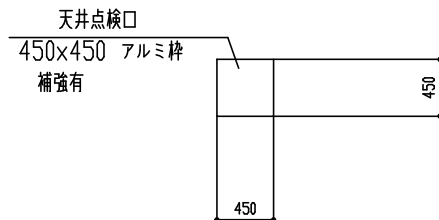
新製標準構成表

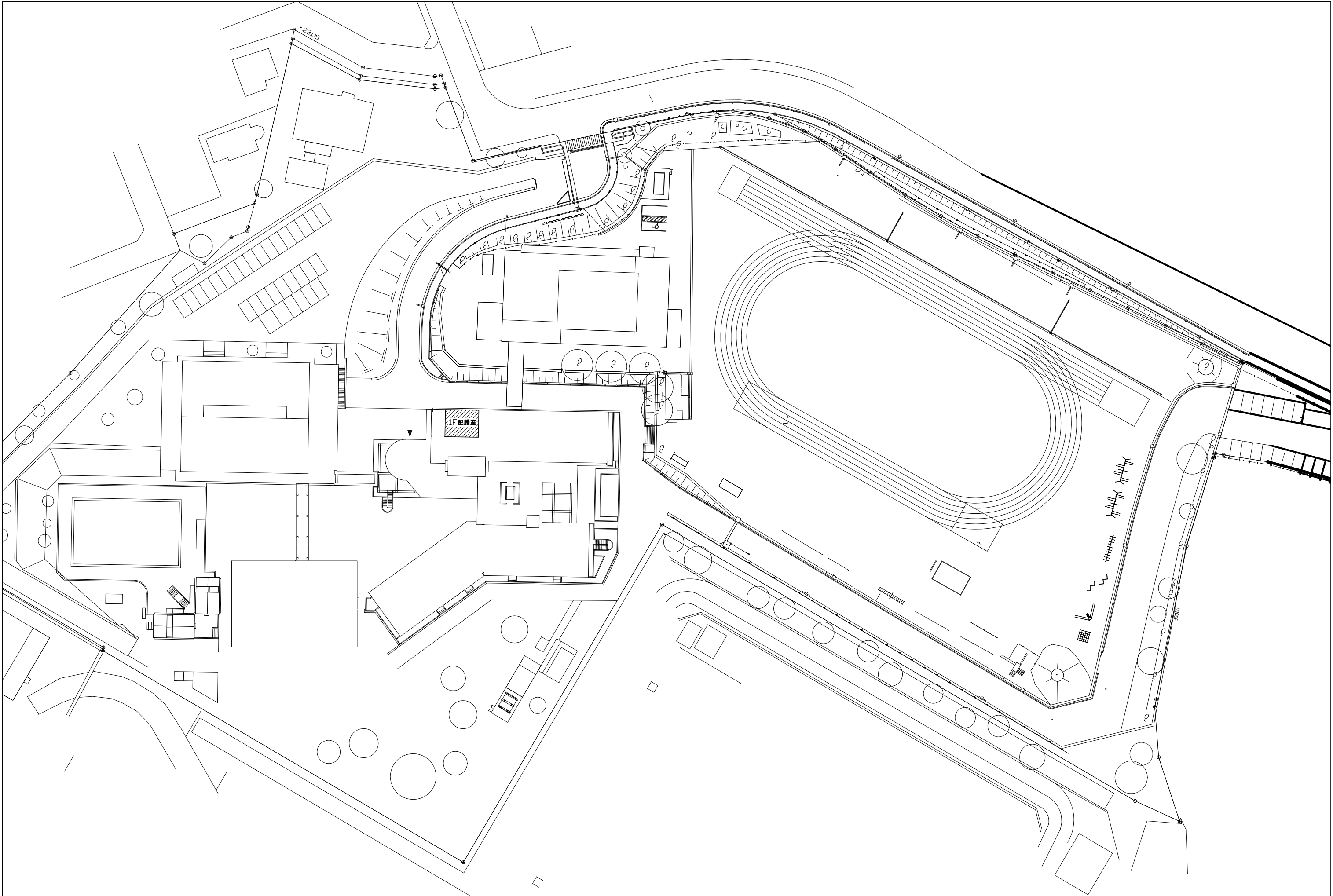
W	H	新 造			既設 縁地
		150H	300H	450H	
450	250 ~ 400				1
450	400 ~ 550	1			1
450	560 ~ 700		1		1
450	710 ~ 850			1	1
600	530 ~ 680		1		1
600	690 ~ 830	1	1		1
600	840 ~ 980				2
600	990 ~ 1130	1			2
600	1140 ~ 1280		1		2
600	1290 ~ 1430	1	1		2

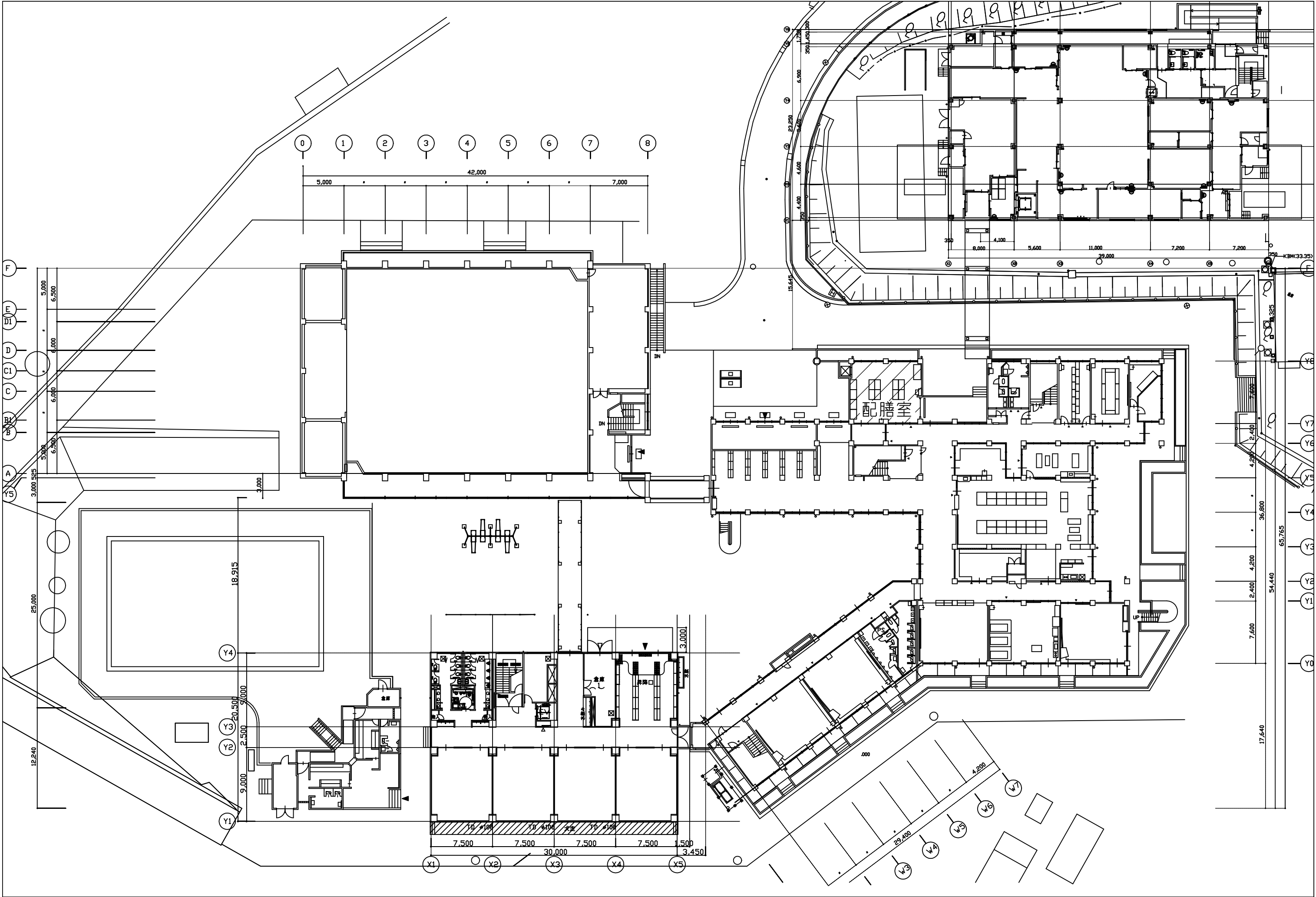
コンクリート蓋は、既製用とし、鉄筋入とする。
既製の縁地、縁地は、すべて鉄筋入とする。
両所蓋を使用の場合は汚水側に準ずる。

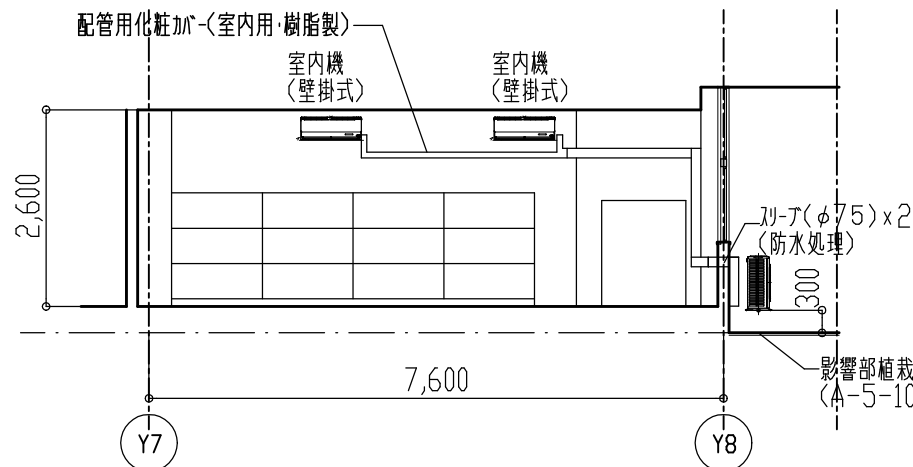


機器仕様・他				
学校名	平成小学校	本城小学校		
所在地	成田市飯仲50-1	成田市本城178-1		
工事範囲	1階配膳室、廊下、外構	1階配膳室、廊下、外構		
機器名称	ルームエアコン	ルームエアコン		
電源	単相－200V	単相－200V		
冷暖房能力(冷/暖)	6.3kW/7.1kW	8.0kW/9.5kW		
消費電力(冷/暖)	1880W/1630W	2850W/2600W		
室内機台数/室外機台数	2台（壁掛け63型）/2台（壁掛け型）	1台（壁掛け80型）/1台（壁掛け型）		
配管サイズ(液管/ガス管)	φ6.35/φ12.7	φ6.35/φ12.7		
トリ排水管サイズ	φ20A(VP)	φ20A(VP)		
既設分電盤 改造の有無	分電盤改修有（ブレーカー2ヶ増設）	分電盤改修有（ブレーカー1ヶ撤去・1ヶ増設）		
使用機材リスト（参考）	パナソニック製 XCS-636DHX2-W	パナソニック製 XCU-806DHX2-W		
留意事項				

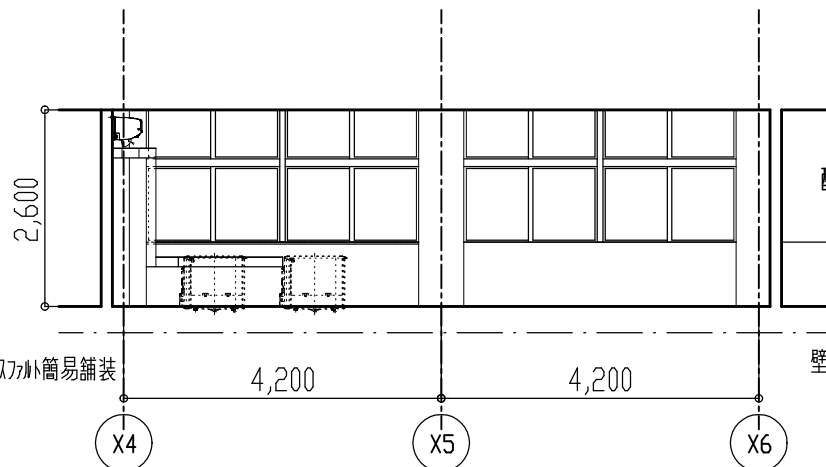
室外機用壁掛け架台設置要領			自封式トラップ設置要領								
 ※金属は全て溶融亜鉛メッキ仕様とする。 ※アジャスターの仕様・本数は、耐震計算により決定のこと。			 断面								
			天井点検口施工要領								
											
		成田市	承諾	設計	担当		縮尺	A1=1: 30 A3=1: 60	工事名称	平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事	共通
							設計年月日		図面名称	雑詳細図	共-010



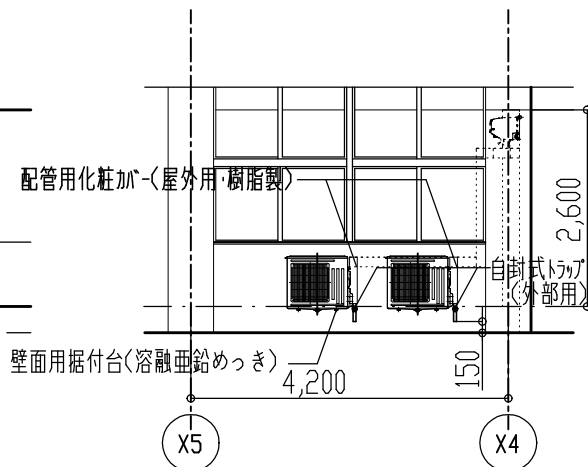




D面展開図 S=1/50



A面展開図 S=1/50

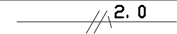


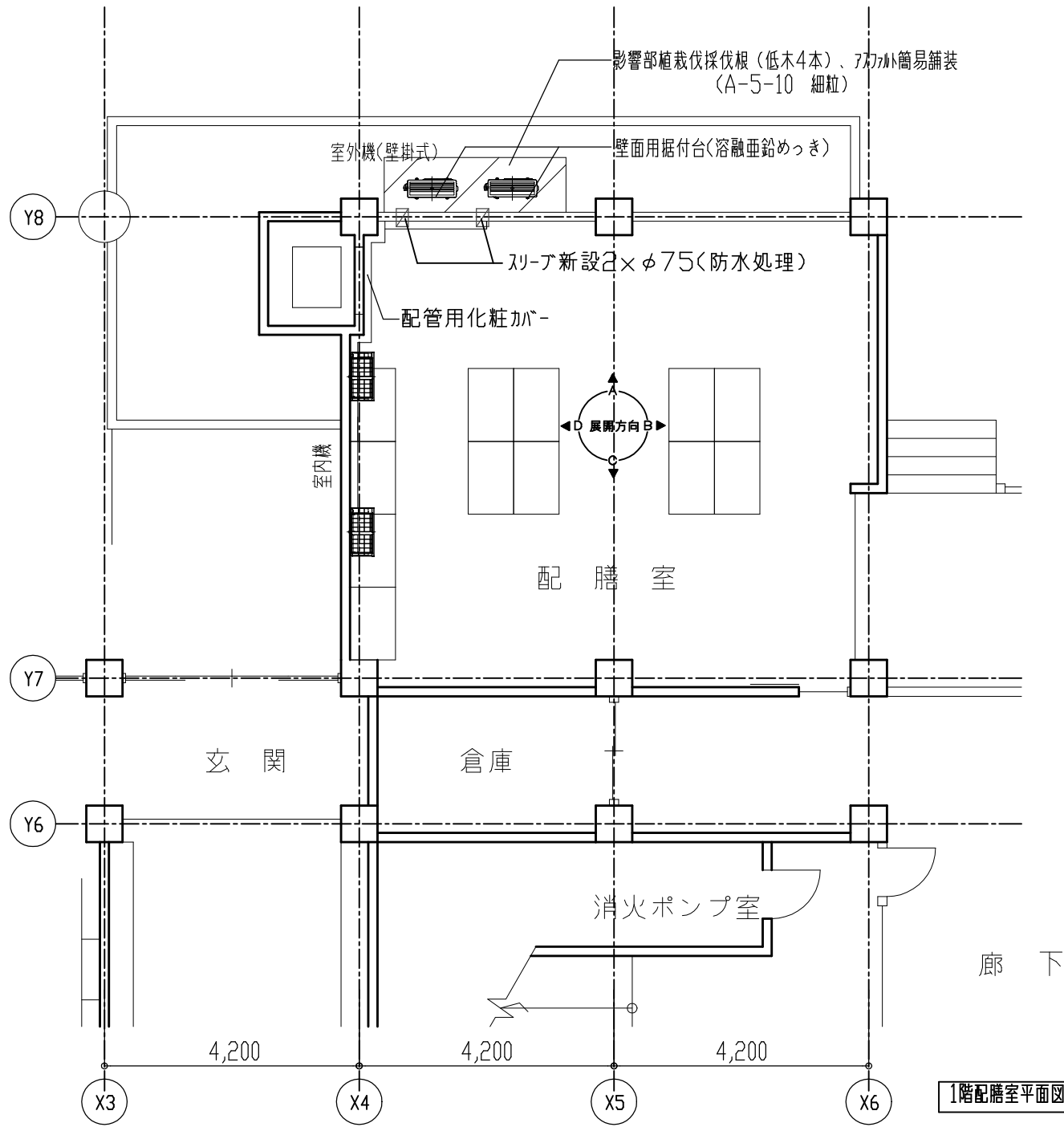
立面図 S=1/50

外部仕上表	アスベストの有・無
外壁	RC 打放補修 トップコート吹付
建具	アルミ建具枠見込60
外構	植栽部：雑草土
室外機下部	3799-1平板敷 (300×300×30)

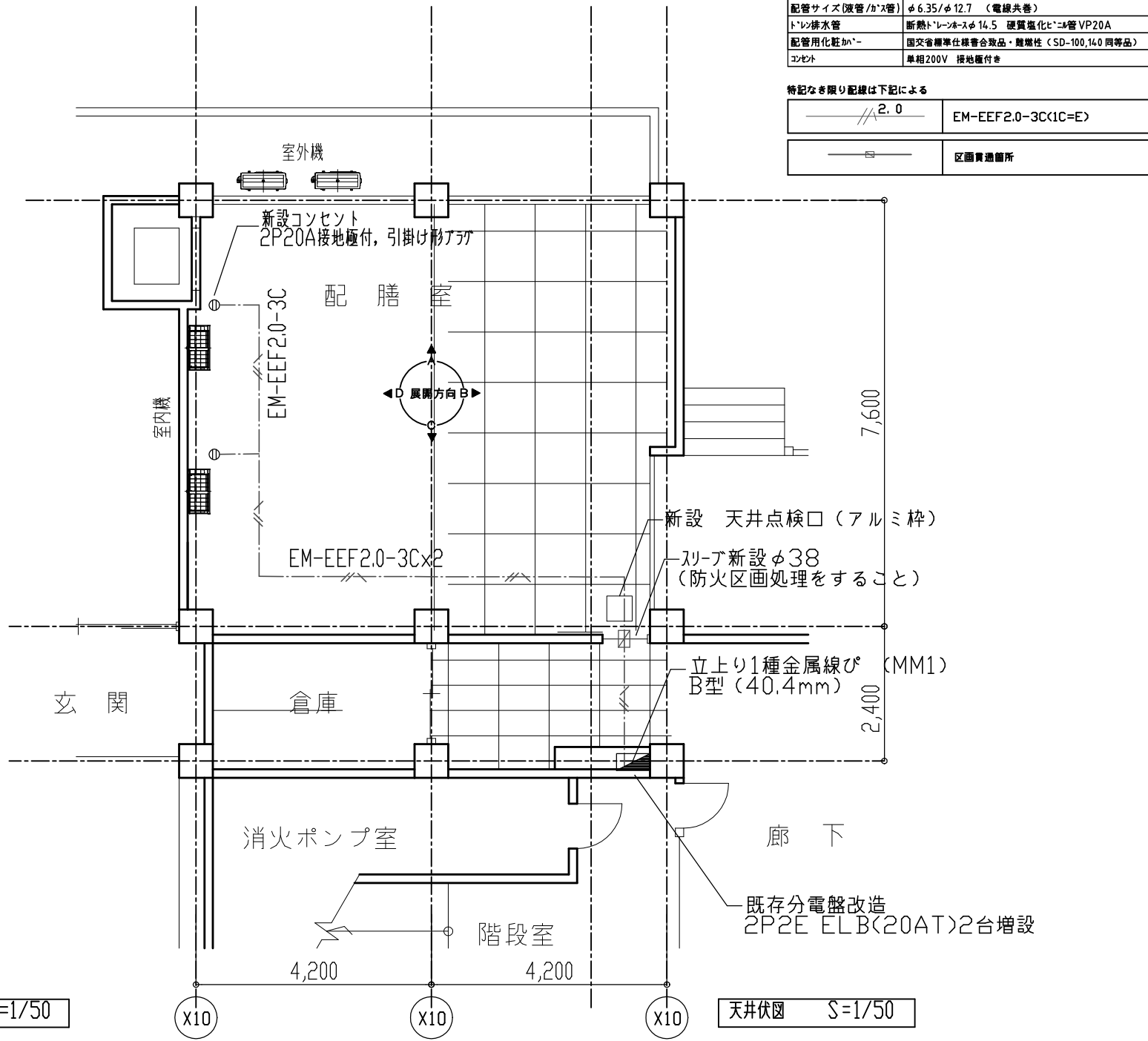
内部仕上表	アスベストの有・無
床	コンクリート金ゴテ下地 塗床
壁	モルタル補修の上 吹付タイル
柱 型	同上
巾 木	ソフト巾木
天 井	LGSD下地 化粧石膏ボードF900角
廊下	LGSD下地 化粧石膏ボード F 450×900
アルミ天井点検口	450角 塩ビ廻り縁

機器仕様・他	
機器名称	ルームエアコン
電源	単相200V
冷暖房能力(冷/暖)	6.3kW/7.1kW
消費電力(冷/暖)	1880W/1630W
室内機台数/室外機台数	2台(壁掛け63型)/2台(壁掛け型)
配管サイズ(液管/ガス管)	φ6.35/φ12.7 (電線共巻)
ドレン排水管	断熱ドレンホースφ14.5 硬質塩化ビニル管 VP20A
配管用化粧カバー	国交省標準仕様書合致品・難燃性 (SD-100,140 同等品)
コンセント	単相200V 接地極付き

特記なき限り配線は下記による	
 2.0	EM-EEF2.0-3C(1C=E)
	区画貫通箇所



1階配膳室平面図 S=1/50

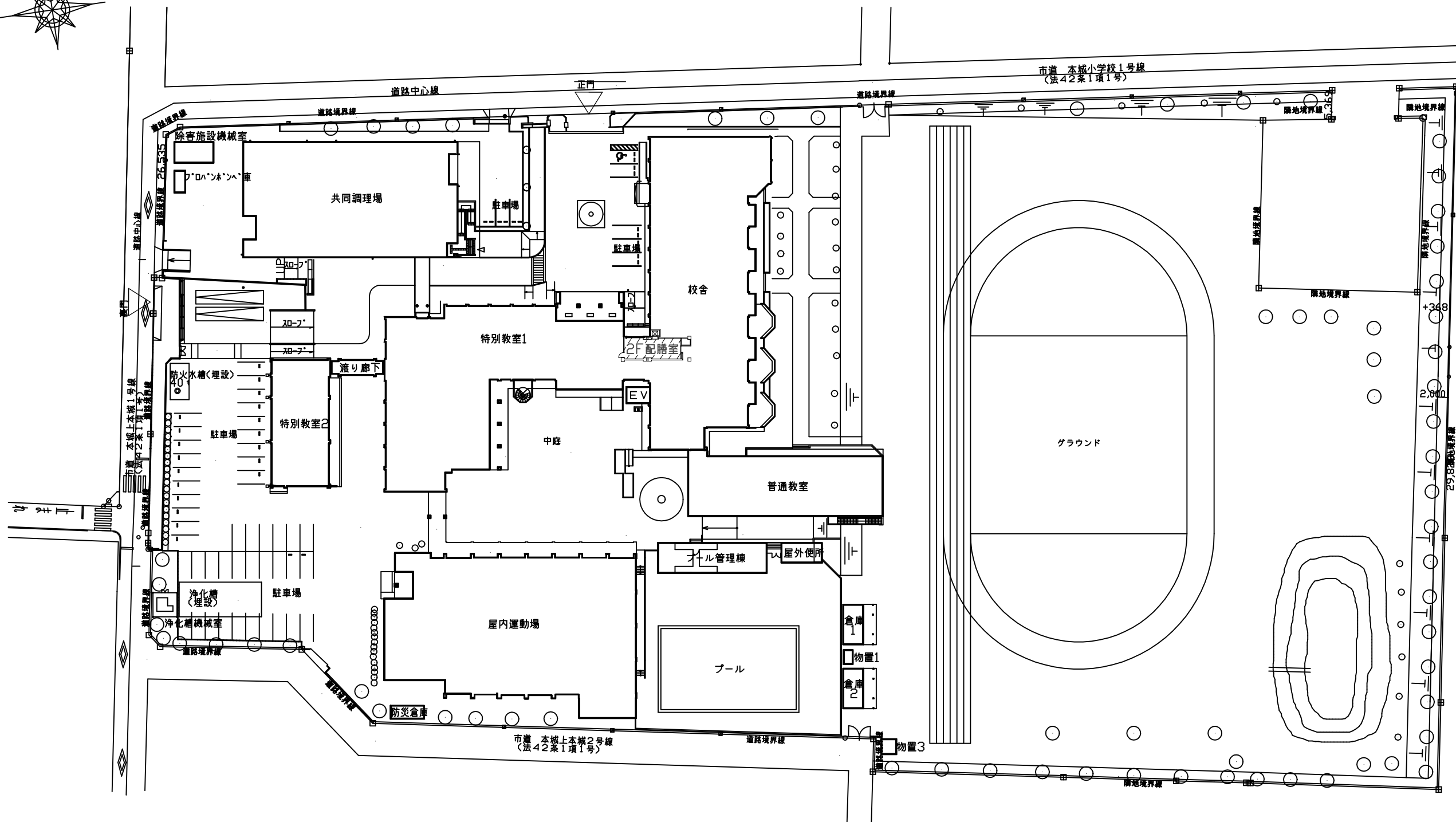
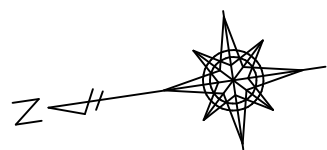


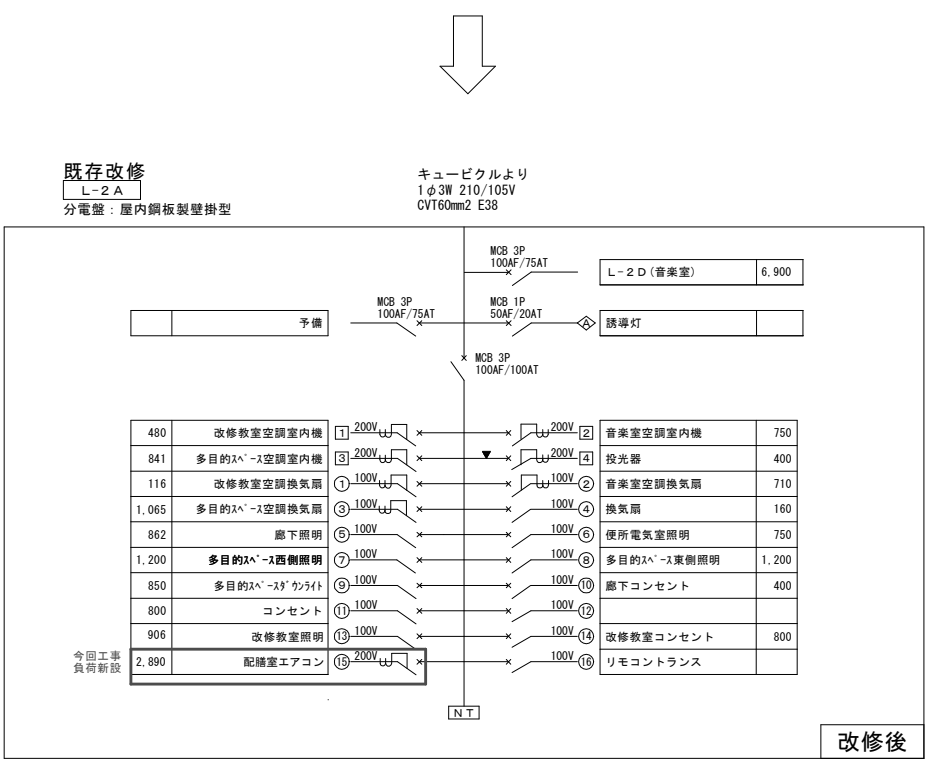
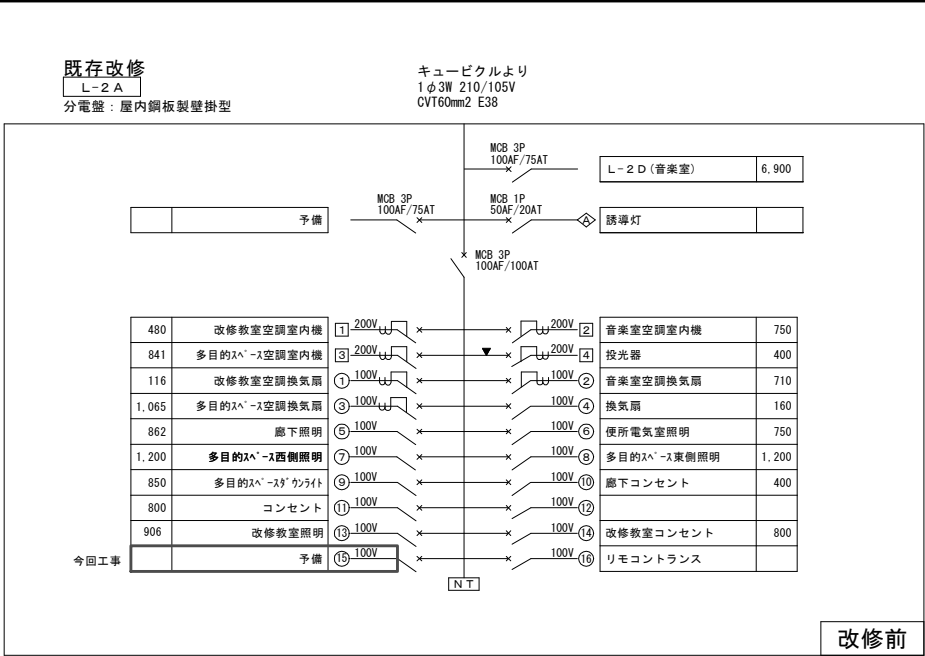
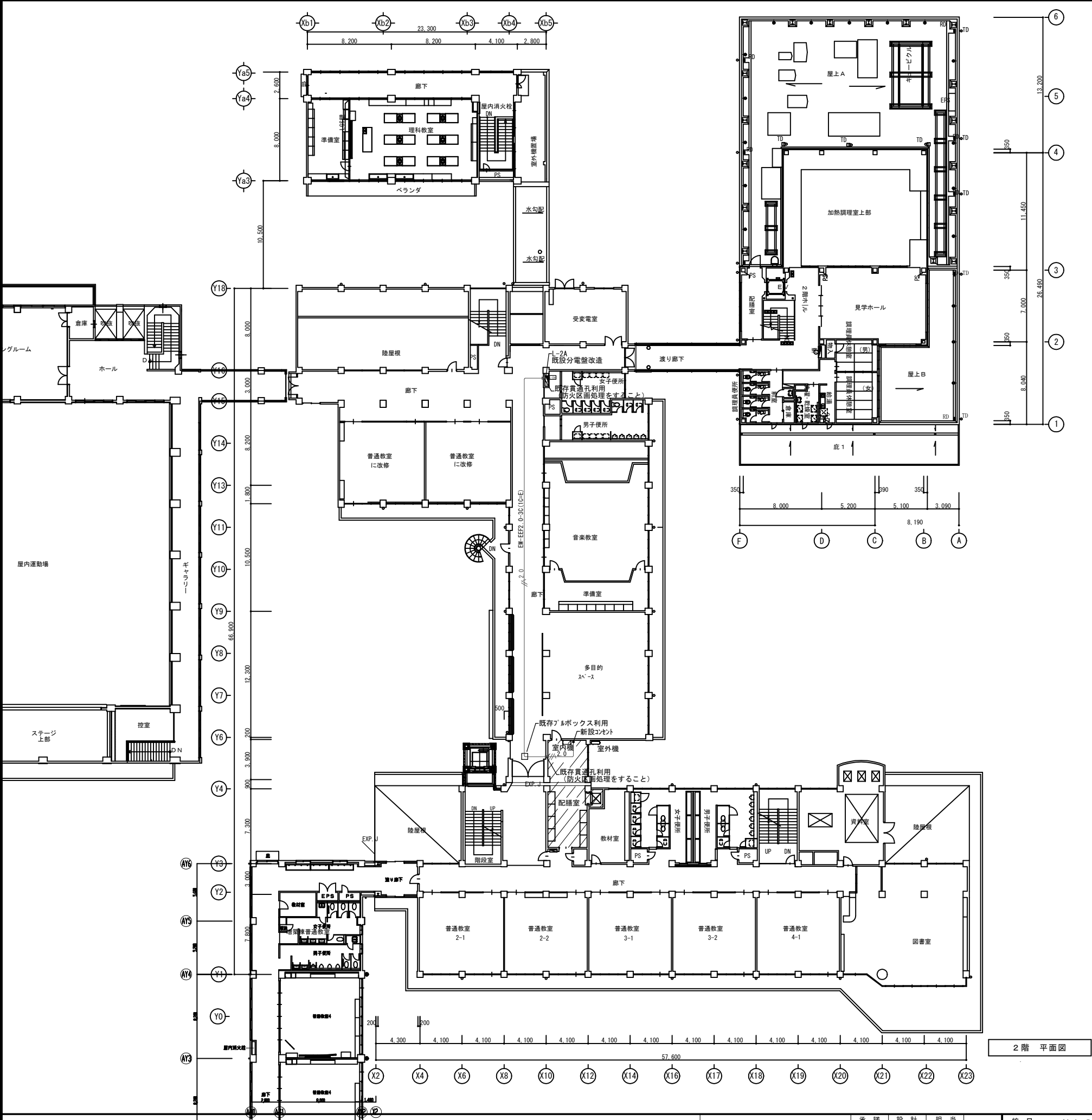
天井伏図 S=1/50

成田市

承諾	設計	担当

縮尺	A1=1:50 A3=1:100	工事名称	平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事	平成小
設計年月日		図面名称	電気配管配線図・機械配置図・展開図	He - 003





特記無き配管配線は下記による

2.0	EN-EF2.0-30 (10-E)
	区画貫通箇所

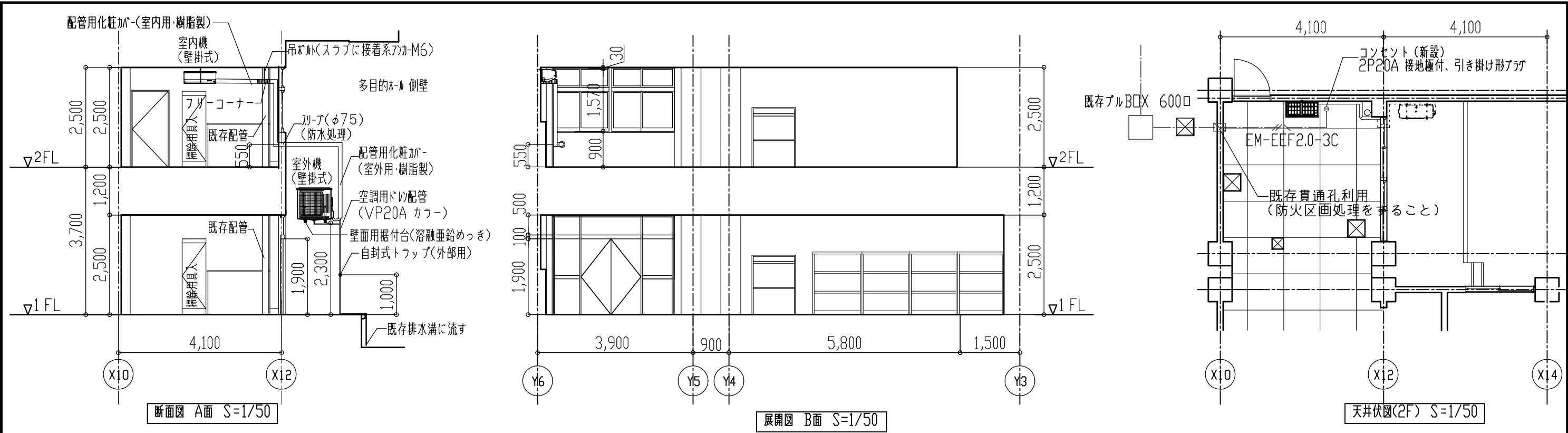
成田市

承諾	設計	担当

縮尺	A1=1: 200 A3=1: 400
設計年月日	

工事名称	平成・本城小学校配膳室エアコン設置工事
図面名称	2F平面図・電気配管配線図

本城小
Ho - 002



外部仕上表		アスベストの有・無
外壁	RC 打放補修 弾性接着層仕上塗材	有 (無)
建具	アルミ建具 断熱60	
外構	犬走:コンクリート 車路:密着アスファルト	
内部仕上表		アスベストの有・無
床	コンクリート金ゴテ下地 塗床	
壁	モルタル補修の上 吹付タイル	有 (無)
柱 型	同上	
巾 木	ソフト巾木	
天 井	LGS下地 平石膏ボード t=9 口900 EP	有 (無)
	アルミ天井点検口 450角 塩ビ廻り縁	
機器仕様・他		
機器名称	ルームエアコン	
電源	単相 200V	
冷暖房能力(冷/暖)	8.0kW/9.5kW	
消費電力(冷/暖)	2850W/2600W	
室内機台数/室外機台数	1台 (壁掛け80型) / 1台 (壁掛け型)	
配管サイズ(液管/ガス管)	φ6.35/φ12.7	
ドレン排水管サイズ	φ20A(VP)	

